

(9) 療養病床を老人保健施設に転換する際に必要となる付加的医療サービス

- ① 療養病床から転換した老人保健施設に入所する医療区分1や医療区分2の者の中にも、
 - ・ 急性増悪により、状態が不安定で、緊急対応を要する者
 - ・ 喀痰吸引、経管栄養等の日常的な医療処置を必要とする者等、日中・夜間を問わず一定程度存在すると考えられる。
- ② 現行の老人保健施設の体制では医師、看護職員が日勤帯しか配置されていないため、夜間において必要な医療を提供できるような体制を整備する必要がある。

イメージ

日常的に提供が必要となる医療

喀痰吸引

経管栄養

経管栄養

喀痰吸引

突発的に提供が必要となる医療

急性増悪

0

夜勤帯

日勤帯

夜勤帯

24

医師

看護職員

配置状況

看護職員については、
①急性増悪への対応時には、状態の観察や医師への報告等を行うとともに、
②日常的な医療提供も継続して行う必要があるため、**継続的な配置が必要ではないか。**

医師については、
常勤の配置時間外への対応も求められることから、**配置医師のオンコール体制、医師の往診の対応が必要ではないか。**

(10)療養病床が転換した老人保健施設において提供される 医療サービス及び対象者数の見込みについて

※算定方法については別添の通り。

	予想されるサービス内容	予想される対象者数 療養病床から転換した老人保健施設を定員60人とした場合の人数(医療区分1:47人、医療区分2:13人と仮定)
①夜間・休日の医師による医療提供	夜間・休日の急性増悪対応 (状態の確認、指示の変更等)	1.9人(3夜間当たり)
②夜間・休日の看護職員による医療提供	1)夜間・休日の急性増悪対応 (状態の観察、医師への報告等)	
	2)夜間・休日の日常的な医療処置(喀痰吸引、経管栄養)	20.6人(1夜間当たり)
③看取り時における医療提供	<div style="margin-bottom: 5px;"><医師></div> <ul style="list-style-type: none"> ・状態の確認・指示の変更、緊急的かつ高度な医療処置 等 <div style="margin-bottom: 5px;"><看護職員></div> <ul style="list-style-type: none"> ・状態の観察、医師への報告、一般的な医療処置等 	1.4人(1月当たり)

(算出方法)

<前提>

- 療養病床が転換した老人保健施設においては、医療区分1の者の全て、及び医療区分2の者の3割が入所。
- 医療区分1:2:3の割合は、46:41:13(※「療養病床アンケート調査」(厚生労働省老健局平成19年3月)等より推計)
- 60床の規模の例では、医療区分1の者は47人、医療区分2の者は13人。

①夜間・休日の急性増悪による医療提供

(※1)	過去3日間において急性症状が発生したり再発性や慢性の問題が再燃した
医療区分1に占める割合	2.9%
医療区分2に占める割合	8.7%



(60人定員の場合)
 医療区分1(47人)のうち:47人中1.4人 } 合計2.5人
 医療区分2(13人)のうち:13人中1.1人 }

- 夜間・休日の時間帯を以下の通り仮定。
- ・1週168時間(24時間×7日)一日勤時間40時間(8時間×5日)=128時間
- ・日勤帯以外の割合:128時間/168時間=76%(※)
- ・急性増悪が全時間帯に均一に発生するものとする、
 2.5人×76%=**1.9人(3夜間当たり)**

(※1)出典:「平成18年度第7回診療報酬調査専門組織・慢性期入院医療の包括評価調査分科会」平成19年3月14日資料(厚生労働省保険局)

②夜間・休日の日常的な医療処置

(※2)	喀痰吸引	経管栄養
医療区分1に占める割合	8.3%	17.9%
医療区分2に占める割合	30.2%	33.8%



(60人定員の場合)	喀痰吸引	経管栄養	合計
医療区分1(47人)のうち	3.9人	8.5人	12.4人
医療区分2(13人)のうち	3.9人	4.3人	8.2人
合計	7.8人	12.8人	20.6人

(※2)出典:「療養病床アンケート調査」(厚生労働省老健局 平成19年3月)より推計。(夜間の医療処置を喀痰吸引と経管栄養と仮定し、当該割合を合計した。)

20.6人(1夜間当たり)

③看取り時における医療提供



(※6)「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、平成15年9月時点)より、1月当たりの死亡者数について推計。

①介護療養型医療施設の平均在所期間(359.5日)より、約1年で退所するものとし、1月当たりの退所者数を60人/12月=5人と仮定。

②そのうち死亡退所する者は27.0%より、**1.4人(1月当たり)**が死亡退所と算出。

(※3)出典:「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省老健局 平成15年9月)